



第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法により、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

本市も、社会・経済環境の大きな変化を背景に地方分権の時代を迎えています。この変化に伴い、多様化・高度化する諸課題に対応し、豊かで活力ある地域をつくるためには、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現への取組が喫緊の課題です。

これまでも旧指宿市において、男女共同参画社会基本法の趣旨をふまえた「指宿市男女共同参画基本計画」(平成16年度)を策定し、取組を進めてきました。このたび、平成18年1月の合併による状況の変化や国の新たな男女共同参画基本計画(第2次)に対応した新たな計画を策定することとしました。

本市において男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策を具体的に示すとともに、男女共同参画政策がより一層、市民と行政が一体となった取組として展開されるよう推進体制を確立し、総合的かつ計画的に推進するための指針となる「指宿市男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法(平成11年6月公布・施行)の趣旨を踏まえて策定しました。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び鹿児島県男女共同参画推進条例第7条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月閣議決定)を上位計画とし、指宿市総合振興計画やそれに基づく部門別計画との整合性を図り策定しました。
- (4) この計画は、地域の特性を考慮し、市民の意見を反映するために、平成18年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」の結果や、指宿市男女共同参画推進懇話会からの提言などを踏まえて策定しました。

3 計画の期間

基本計画の期間は、平成20年度を初年度とする平成27年度までの8年間とし、実施事業については4年間を一区切りとして見直します。

その他、内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

